

# 持株が引き出しやすくなりました！

◎ 持株の一部精算に必要な保有株数を引き下げました。

## 改定前

【従業員持株会規約 第17条より】

会員は、原則として、自己の持分を引出すことができない。ただし、累計登録株数500株以上所有の加入者は、以下の条件を満たした場合に限り、任意の売買単位株数を理事会で決定した価格で売却し、その代金を受領することができる。



## 改定後

【従業員持株会規約 第17条より】

会員は、原則として、自己の持分を引出すことができない。ただし、累計登録株数**100株以上**所有の加入者は、以下の条件を満たした場合に限り、任意の売買単位株数を理事会で決定した価格で売却し、その代金を受領することができる。

100株持っていれば、引き出しができるようになりました。  
持株数が少ない方でも退会することなく引き出しやすくなったので、各々のライフステージなどを考慮して、計画的に活用してください！

※ 引き出しは100株単位でのみ可能です。



<本件に関するお問い合わせ>

人事総務部 人事室 五百川（71-3283）・館山（71-3248）

